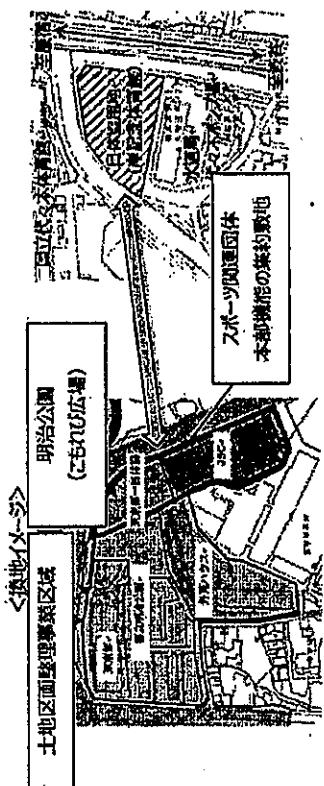


都立明治公園（こもれび広場）の取扱いについて

- <認識の経緯>
- H26年9月：Y1レク（スポーツスター）実現に向けた敷地整序と国有地の取得について（案）
 - H26年10月：建設局と調整開始（以降、両局調整を重ねる）
 - H27年1月：改めて都市整備局から建設局へ要請（別紙1参照）
 - H27年2月：建設局より回答（別紙2参照）



<建設局の回答>

- 建設局が岸記念体育馆用地を公園として取得する。
- カビヤード・ガーリー杯（H31.9）までの日体協・竣工間に間に合うよう、都市整備局がごもれび広場を譲り受け契約で先封する。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
明治公園 (こもれび広場)	新設時 所持	新設時 所持	新設時 所持	新設時 所持	新設時 所持	新設時 所持
岸記念体育馆 用地	●	●	●	●	●	●

※新設時（約6か月）、種々要請（約6か月）被償金支定（約12か月）

建設局室の前提となる 都市整備局がさくらの広場を日本橋に譲り受けたことは、地方自治法上不可能（建設局の見解）

こもれび広場は公園の代替地として、建設局が充用することが不可欠

<解決策（案）>

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32
明治公園 (こもれび広場)	●	●	●	●	新設時 代置地譲り 受け	新設時 所持
岸記念体育馆 用地	●	●	●	●	●	●

※新設時（約6か月）、種々要請（約6か月）被償金支定（約12か月）

※岸記念体育馆取得スケジュール：建設局規定に基づく

<建設局の回答>

- 建設局は、土地区画整理事業に参加する。
- 建設局は、岸記念体育馆用地を公園として取得のうえ、その代替地として、仮換地後のこもれび広場を日体協に充用する。
- 日体協が要望するが、ドアリ・杯（H31.9）までの日体協に竣工工間に合うよう、都市整備局は、土地区画整理事業を着実に着手するとの間に、建設局は、岸記念体育馆用地取得時期の前段じを図る。

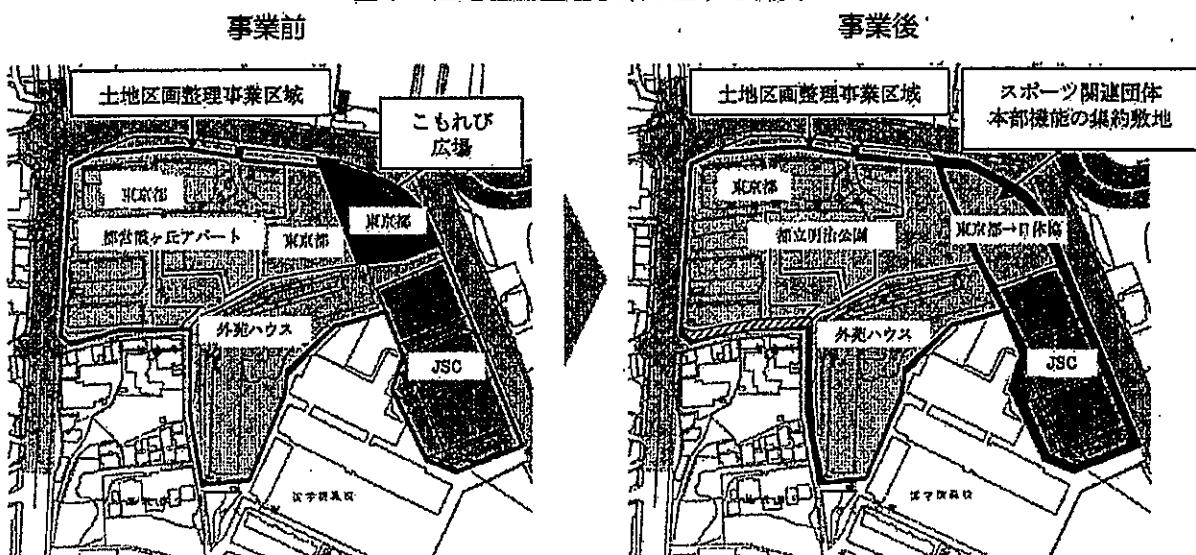
以上の解決策を、本年3月中の地主者間基本合意に向け、2月下旬までにまとめる必要がある。

**神宮外苑地区のスポーツクラスター実現に向けた
建設局への要請について**

- 神宮外苑地区におけるスポーツ関連団体本部機能の集約は、都の重要施策である新国立競技場の建設を契機としたスポーツクラスター構想の一環をなすものである。この実現に向け、当局は、歴代副知事の指導の下、JSC 敷地（現テニスコート）、都営霞ヶ丘アパート敷地、外苑ハウス（民間マンション）相互の敷地を整序することにより、岸記念体育館が移転可能となる土地の確保に向けて、関係者との調整を重ねてきた。
- その結果、昨年11月、外苑ハウスにおいて敷地の提供を含む建て替え決議が行われ、現都立公園（こもれび広場）を含む図1の区域において、岸記念体育館の移転用地の確保が可能となる状況に至った。
- 今後、当該区域の敷地整序を行い、図1の通り本部機能を集約する一体的敷地を生み出すためには、土地区画整理事業を実施することが必要となる（別紙1）。については、以下の2点につき、貴局のご協力を願いしたい。
 - 1) スポーツクラスター構想の推進主体である都の個人施行による土地区画整理事業区域内に、こもれび広場を編入することの了解。
 - 2) 敷地整序後のこもれび広場について、現岸記念体育館敷地（都市計画代々木公園内）と交換することの了解。

なお、都市整備局がこもれび広場を取得し、日体協（岸記念体育館）に売却することについては、別紙2の通り、財務局から不可能との回答を得ている。
- 今回のスポーツ関連団体本部機能の集約によって、[REDACTED]地区全体のスポーツクラスター構想が大きく前進するとともに、[REDACTED] 2020年大会の成功に不可欠である[REDACTED]にもつながるものである。
- 貴局の特段のご理解とご協力を願いしたい。

図1 土地区画整理事業の区域と概要



平成27年2月13日

建設局

明治公園（こもれび広場）の廃園・用途廃止と
代々木公園（岸記念体育館）の用地取得について

1. 今後の方針

○ 平成31年度までに間に合うよう、建設局は以下に取組む。

- ① 明治公園（こもれび広場）の廃園・用途廃止を行い、区画整理事業前に都市整備局に所管替えを行う。
- ② 代々木公園（岸記念体育館）の用地を取得する。

2. 事業を早期に進めるために、必要な事項

- ① 建設局が代々木の用地取得を進めるため、都市整備局による代々木の優先整備区域の決定（平成27年度第1四半期まで）。
- ② 建設局が代々木の用地取得を進めるため、都市整備局が日体協に下記2点の協力について合意を得ること（平成28年度第3四半期まで）
 - ・占有者の移転に対する合意を取りつけ、責任を持って退去させること。
(占有者に対する補償金の算定及び折衝期間が不要であれば、さらにはスピードアップが図れる。)
 - ・図面などの情報提供

明治公園（こもれび広場）の廃園・用途変更と、代々木公園（岸記念体育館）の用地取得のスケジュール表

